

○士幌町要介護認定等情報提供実施要綱

令和2年3月30日

訓令第22号

改正 令和3年9月17日訓令第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント作成等（以下「介護サービス計画作成等」という。）、介護保険事業の適切な運営を目的として、要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 本要綱において情報提供とは、要介護認定等審査判定に係る次の各号に掲げる資料について閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書
- (3) 要介護認定等結果

2 前項第2号に規定する主治医意見書に係る情報提供については、当該主治医意見書を作成した医師の同意を要する。この場合において、当該主治医意見書を作成した医師の同意は、主治医意見書における介護サービス計画作成等に利用されることの同意欄において確認する。

(情報提供対象者)

第3条 情報提供を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護認定等審査判定を受けた本人（以下「本人」という。）
- (2) 本人の親族
- (3) 本人の居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書に記載されている居宅介護支援事業者、又は地域包括支援センター（介護予防支援事業者）
- (4) 本人と居宅（介護予防）サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している居宅サービス事業者
- (5) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設
- (6) 本人の主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員
- (7) 本人の介護サービス提供等に資すると町長が認める者

(申出の手続)

第4条 情報提供の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、要介護認

定等情報提供申出書（別記様式1。以下「申出書」という。）に必要事項を記載するとともに、本人同意欄に当該資料の閲覧、又は交付（以下「閲覧等」という。）を行うことに同意する旨の本人の署名を受けて、町長に提出しなければならない。ただし、申出者が本人の場合、又は介護保険要介護認定等申請書に閲覧等を行うことに同意する旨の本人の署名がある場合は、本人同意欄への記載及び署名は要しない。

2 申出者は、前条各号に規定する者であることを証する書類を提示しなければならない。

（資料の閲覧等）

第5条 前条第1項により申出を受けたときは、資料の閲覧等ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に応じるものとする。ただし、申出者が本人の場合、又は介護保険要介護認定等申請書に閲覧等を行うことに同意する旨の本人の署名がある場合は、本人同意欄への記載及び署名は要しない。

2 町長は、前条による申出を受けたときは、主治医に対し、主治医意見書の提供について（依頼）（別記様式2）により照会を行い、主治医意見書の提供について（回答）（別紙様式3）により、提供の適否を確認したのち、対応するものとする。ただし、介護サービス計画作成等を目的とする資料の閲覧等の申出については、この限りでない。

（閲覧等を受けた者の遵守事項）

第6条 前条による資料の閲覧等を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）閲覧等を受けた資料は、本人の要介護認定等に関する理解、本人の介護サービス計画作成等、適切な介護サービス提供、又は介護保険施設入所申込みの目的以外に使用しないこと。

（2）資料の写しの漏えい、改ざん、滅失、毀損等を防止すること。

（3）資料の写しを保有する必要がなくなったときは、速やかに破棄し、又は消去すること。

（4）その他当該情報の取扱いについて、町長の指示に従うこと。

（遵守事項違反に対する処置）

第7条 町長は、閲覧者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、その後の情報提供を拒否できるものとする。

（費用）

第8条 情報提供に関する手数料は徴収しない。

（その他）

第9条 本要綱に定めるもののほか、情報提供の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月17日訓令第38号）

この訓令は、公布の日から施行する。

(別記様式1)

要介護認定等情報提供申出書

年 月 日

土 幌 町 長 様

下記のとおり、要介護認定等の情報提供を受けたく申出します。

なお、提供された情報については、裏面記載の遵守事項を厳守することを確約します。

申出者欄	フリガナ		本人との関係	1 本人
	氏名			2 親族 ()
	事業者名 施設名	〒		3 地域包括支援センター (介護予防支援事業者)
	住 所	〒		4 居宅介護支援事業所
		電話番号		5 居宅 (介護予防) サービス事業者
				6 介護保険施設
				7 医師又は調査員
				8 その他 ()
閲覧等の目的				1 要介護認定等に関する理解
				2 介護サービス計画の作成等
				3 適切な介護サービスの提供
				4 介護保険施設入所申込み
提出先				1 土幌町特別養護老人ホーム
				2 土幌町居宅介護支援事業所
				3 土幌町予防介護支援事業所
				4 ケアハウスしほろ愛風苑
				5 小規模多機能施設なごみ
				6 グループホームひまわり・笑顔
				7 上記以外 ()

被保険者欄	氏名		年 月 日生	
	住 所			
	被保険者番号		要介護認定日	年 月 日
閲覧資料欄		1 認定調査票	1 閲覧	2 写し提供
		2 主治医意見書	1 閲覧	2 写し提供
		3 要介護認定等結果	1 閲覧	2 写し提供

【被保険者本人の同意】

本人が申出者である場合は下記の記載・署名は要りません。

私は、上記の申出者が次の者であることを証するとともに、私の上記資料について、申出者が閲覧等を受けることに同意します。

1. 私の親族 ()
2. 私の居宅 (介護予防) サービス計画作成依頼届出をした居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター (介護予防支援事業者)
3. 私と契約を締結した、又は締結する予定の居宅 (介護予防) サービス事業者又は介護保険施設
4. 私の主治医意見書を記載した医師又は認定調査した調査員
5. その他 ()

本人署名

(裏面)

【遵守事項】

- 1 私は、閲覧等を受けた資料を要介護認定等に関する理解、介護サービス計画作成、適切なサービス提供、又は介護保険施設入所申込みの目的以外には使用しません。
- 2 私は、資料の写しの提供を受けた場合には、当該資料の写しの漏えい、改ざん、滅失、毀損等を防止します。
- 3 私は、資料の写しの提供を受けた場合には、当該資料の写しを保有する必要がなくなったときは、確実に、かつ、速やかに当該資料の写しを責任を持って廃棄します。
- 4 私は、利用の写しの提供を受けた場合には、士幌町から当該資料の写しの提示または提出若しくは返還をもとめられたときは、いつでもこれに応じます。

※ 資料の閲覧等を受けた者が、上記遵守事項に違反した場合は、今後の資料の提供が受けられなくなることがあります。

(別記様式2)

士保福発
年 月 日

様

士 幌 町 長

主治医意見書の提供について（依頼）

介護保険の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

要介護認定に関する理解又は居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成に資するため主治医意見書の閲覧及び写しの提供等の依頼があった場合は、診療上の支障が生じない場合に限り提供したいと考えております。

つきましては、次のとおり主治医意見書の閲覧等の依頼がありましたので、別添の様式により、 年 月 日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

被保険者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
意見書作成日		
閲覧等依頼者		
上記被保険者との関係	1 本人 2 本人の親族（ ） 3 本人の居宅サービス計画又は施設サービス計画を作成する事業者 4 本人と契約をした、又は契約する予定の居宅サービス事業者又は介護保険施設 5 その他（ ）	
閲覧等の目的	1 要介護認定に関する理解 2 介護サービス計画の作成等 3 適切な介護サービスの提供 4 介護保険施設入所申込み	

(別記様式3)

年 月 日

士幌町長 宛

医療機関名

主治医氏名

主治医意見書の提供について (回答)

年 月 日付け士保福発で照会のありました件について、次のとおり回答します。

被保険者氏名	
意見書作成日	
提供の適否区分	<ol style="list-style-type: none">1 提供しても診療上支障は生じない。2 一部を伏せれば、提供しても診療上支障は生じない。 (伏せる部分を塗り潰した主治医意見書は別添のとおり。)3 提供すると診療上支障は生じる。